

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月24日発行

Vol.514

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

双葉町HPから

町道101号新山・鴻草線（旧国道） および町道109号鴻草・寺松線の 一部区間が自由通行化されます

10月1日(金)から、鴻草行政区内に設置されている斎場「聖香苑」の事業再開ならびに復興再生拠点区域での準備宿泊などに向けて、町道101号新山・鴻草線（旧国道）および町道109号鴻草・寺松線の一部区間について、通行証の所持・確認を要することなく通行ができる特別通過交通制度が適用されます。

7ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	6
双葉町	7
福島県	9

●三条市News

- ・高齢者のインフルエンザ予防接種
（三条市内で接種する方） ---- 11

●交流ルームひばり通信

- ・9月・10月の「ひばり」 ----- 12



警報

注意報

新しい
生活様式

新型コロナウイルス

早めの電話相談、早めの受診

- ◆かぜ症状（発熱、せき、のどの痛み等）
- ◆息苦しさやだるさなど、
普段と異なる症状

【新型コロナ受診・相談センター窓口】

☎ **025-256-8275**

※毎日24時間対応（土日・祝日含む）



南相馬市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金（国民健康保険）の支給

9月22日HP更新

南相馬市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

- 給与の支払いを受けている南相馬市国民健康保険の加入者であること
- 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
- 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に属すること
- 給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額

$(\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額}) \times 2/3 \times (\text{支給対象日数})$

注意 給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

注意 支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

申請方法

申請を希望するときは、市民課保険年金係（電話 0244-24-5233）まで必ず事前に電話でお問い合わせください。

次ページへ続きます 

注意 新型コロナウイルス感染症に感染した日、または感染の疑いによる療養のために休んだ日の翌日から起算して2年間で時効となりますのでご注意ください。

▶ 傷病手当金の申請について（被保険者の方へ）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20210922_z825d.pdf



▶ 新型コロナウイルスによる傷病手当金に関するQ&A

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20210719_63k9w.pdf



問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金係 **TEL** 0244-24-5233

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金（後期高齢者医療保険）の支給について

9月22日HP更新

後期高齢者医療制度に加入している被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

- 給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度に加入していること
- 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
- 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に属すること
- 給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

次ページへ続きます 

支給額

(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額) × 2/3 × (支給対象日数)

注意 給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

注意 支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日から福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則に定める日(令和3年12月31日)までの間で、療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで)

申請方法

支給を受けるためには、申請が必要となります。申請を希望する場合は、市民課保険年金係(電話0244-24-5233)まで必ず事前に電話でお問い合わせください。

注意 新型コロナウイルス感染症に感染した日、または感染の疑いによる療養のために休んだ日の翌日から起算して2年間で時効となりますのでご注意ください。

問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金係 **TEL** 0244-24-5233

南相馬市特定疾患患者見舞金

9月16日HP更新

令和3年度南相馬市特定疾患患者見舞金支給の申請手続きを下記のとおり行いますので、期間内に手続きをとられますようお知らせします。

対象者

10月1日(基準日)において南相馬市に住民登録のある1または2の方

1. 指定難病医療費受給者証をお持ちの方
2. 福島県小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方と生計を同一にする保護者

注意 特定疾病療養受療証(人工透析等)をお持ちの方は、対象にはなりません。

支給金額

2万円(12月中旬支給予定)

次ページへ続きます 

申請受付期間

10月1日（金）～11月26日（金）必着（土曜日・日曜日・祝日を除く）
午前9時～午後5時

注意 申請受付期間内に手続きをとられなかった方については、支給の対象にはなりません。

申請に必要な書類等**1. 申請書****2. 指定難病医療費受給者証、福島県小児慢性特定疾病医療受給者証の写し**

指定難病医療費受給者証は、新型コロナウイルス感染症の影響を配慮し、今年度に限り、受給者証の有効期限が1年延長されていますので、令和2年12月31日が有効期限の受給者証の写しを提出してください。

3. 対象者の預金通帳（口座番号、カナ名義がわかるページ）の写し

ただし、対象者が未成年である場合は、保護者の通帳を提出してください。

4. 保護者の身分証明書（対象者が未成年である場合）

【申請書および記入例】

▶ 特定疾患患者見舞金受給資格認定申請書

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/2021sinseisho.pdf>



▶ 特定疾患患者見舞金受給資格認定申請書（記入例）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/2021kinyuurei.pdf>

**問い合わせ先・申請場所**

- 南相馬市役所 社会福祉課社会福祉係（東庁舎1階） **TEL** 0244-24-5243
- 鹿島区市民総合サービス課 福祉担当（鹿島区役所1階） **TEL** 0244-46-2112
- 小高区市民総合サービス課 福祉担当（小高区役所1階） **TEL** 0244-44-6711

【郵送先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 社会福祉課 特定疾患患者見舞金担当

その他

- 昨年度申請した方については、9月下旬に市から申請書類などを発送しました。
- 昨年度申請していない方については、ホームページから申請書様式をダウンロードして、申請してください。送付を希望する方は、社会福祉係にお問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5243



浪江町からのお知らせ

仮設津島診療所におけるインフルエンザ予防接種の実施について

9月21日HP更新

今年は、10月4日からインフルエンザの予防接種を実施します。

対象者

- 大人（13歳以上） 1回接種
- 小人（0歳から12歳まで） 2回接種

接種期間

10月4日(月)～12月22日(水) ※土日・祝日は除く。

注意 ただし、ワクチンの供給量の減少に伴い、当日の在庫がない場合がありますのでご了承ください。
なお、ワクチンがなくなり次第、終了となります。

接種場所

浪江町国民健康保険仮設津島診療所（二本松市油井字大窪118番地）

受け付け時間

午前8時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

注意 予約がなくても接種できますが、小人の2回目のみ予約が必要となります。

料金

- 大人 3000円
- 小人 1500円/回

注意 65歳以上の人は、町から郵送された予防接種予診票をお持ちください。
無料になります。

持ってくるもの

- 健康保険証（対象者全員）
- 母子手帳（0歳から12歳まで）
- 予防接種予診票・予防接種済証（65歳以上）

問い合わせ

浪江町国民健康保険仮設津島診療所

TEL 0243-24-1431



双葉町からのお知らせ

町道101号新山・鴻草線（旧国道）および町道109号鴻草・寺松線の
一部区間が自由通行化されます

9月17日HP更新

10月1日(金)から（適用開始日のみ午前9時開放）、鴻草行政区内に設置されている斎場「聖香苑」の事業再開ならびに復興再生拠点区域での準備宿泊などに向けて、町道101号新山・鴻草線（旧国道）および町道109号鴻草・寺松線の一部区間について、国および関係自治体などとの調整が整ったことにより、通行証の所持・確認を要することなく通行ができる特別通過交通制度が適用されます。

今回の自由通行化に伴い、浪江町境ゲート・鴻草ゲートおよび国道6号西側（薬師堂踏切付近）に設置してあるバリケードは、毎日午前8時～午後6時に開放（適用開始日のみ午前9時開放）し、それ以外の時間帯は通行できません。

渋川地区方面に一時立入する方向けに新たに町道109号鴻草・寺松線沿線の北部コミュニティセンター付近に「鴻草高田ゲート」が新設されます。

つきましては、沿線住民の皆さま（一部を除く）の住民一時立入方法が変更となります。詳しくは、個別にお知らせする「特別通過交通制度適用に伴う立入り手続きについて」のご案内をご覧ください。

注意

町道101号新山・鴻草線（旧国道）および町道109号鴻草・寺松線の一部区間が自由通行化されても、緊急時を除き駐停車は認められていません。また、自動二輪・原動機付自転車および軽車両、歩行者は通行できませんのでご注意ください。

※ 新設ゲートの位置は次ページの特別通過交通ルート図をご覧ください。

▶ 経済産業省ホームページ

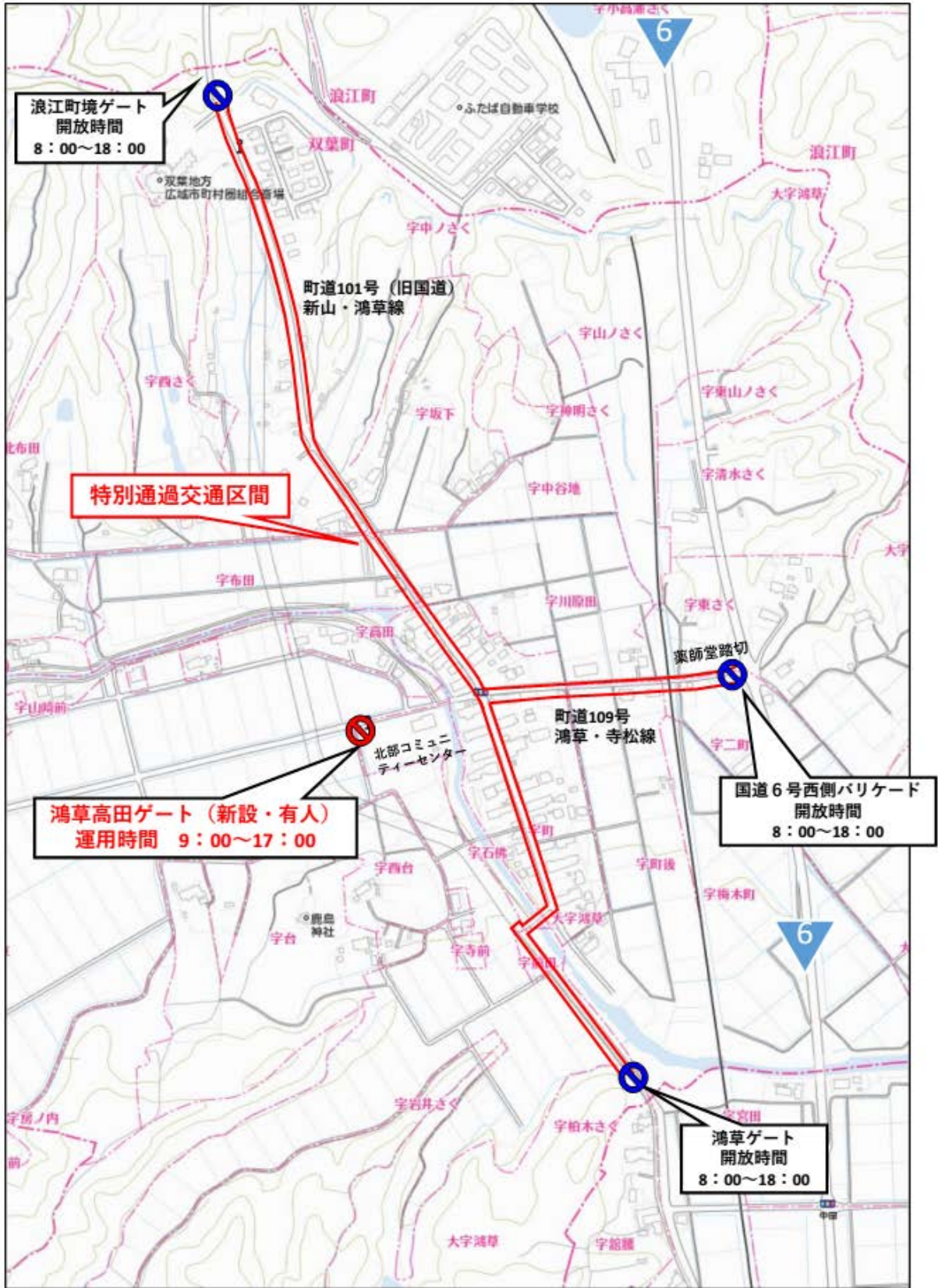
「双葉町道101号・109号の帰還困難区域の特別通過交通制度の適用について」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hutaba-tokutu-tekiyo.html>



次ページへ続きます 

町道101号（旧国道）及び町道109号の一部区間の特別通過交通の適用区間



問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

福島県からのお知らせ

【新型コロナ】9月21日 県民の皆様への知事メッセージ

9月21日HP更新

全国においては、1日当たりの新規感染者数が、2カ月ぶりに2千人台となり、また、各都道府県の感染状況を示す各種指標も改善傾向にあります。

本県におけるここ2日間の新規感染者数も、一桁台となっており、感染状況を示す指標全てにおいて、ステージ2の水準となりました。

こうした新規感染者数の減少傾向や医療提供体制への負荷が軽減されてきている状況を踏まえ、先週（17日）開催した本部員会議において、いわき市、郡山市、福島市の3市を除く56市町村に対する「県独自の集中対策」の期間を短縮して、9月20日までとし、本日（21日）から解除することとしたところです。

現在、まん延防止等重点措置を適用している3市の状況を見ますと、「人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数」において、3市ともに減少傾向が続いており、ステージ2の水準にあります。

その中でも郡山市、福島市の「人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数」は5人以下となっております。

一方、いわき市においては、いまだに10人以上で、郡山市、福島市の2市より高い値となっております。

こうした状況を踏まえ、郡山市及び福島市においては、感染拡大が抑えられていると判断し、現在、9月30日までとして適用しているまん延防止等重点措置の期間を短縮して、9月23日までとし、24日から解除することとします。

この間における郡山市、福島市の皆様の御理解と御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

なお、いわき市においては、9月に入ってから7件のクラスターが発生していることや「人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数」の指標がステージ2になって間もないことなどから、予定どおり「まん延防止等重点措置」の適用期間を9月30日までといたします。



いわき市の皆様におかれましては、引き続き、御負担、御苦勞をおかけしますが、「まん延防止等重点措置」の取組に御理解と御協力をお願いいたします。

次ページへ続きます

～中略～

デルタ株の脅威が身近にある中、感染の再拡大、リバウンドを防ぐためにも、改めて、感染拡大防止のための基本対策の徹底に御協力をお願いします。

マスク着用、こまめな換気などを徹底してください。特に、マスクは、感染防止に効果が高い不織布マスクをおすすめします。

少しでも体調が悪い時は、無理に出勤・登校せず、早めに受診してください。

都道府県をまたぐ往来、特に感染拡大地域への不要不急の往来は極力控えてください。

接種の順番を迎えられた際には、是非ワクチン接種をお願いします。ワクチン接種後も、「うつさない」、「うつらない」行動をお願いします。

飲食店での感染を防ぐには、お店側の徹底した感染防止対策と併せて、利用する方お一人お一人の感染防止に対する理解が重要です。飲食店を利用される方においては、少人数・短時間で、いつも一緒にいる方とお願いします。

なお、飲食される場合は、感染対策の徹底された「ふくしま感染防止対策認定店」を利用するなど、一層の感染拡大防止に向けた御協力をお願いいたします。

本日から、3市を除く56市町村に対する「県独自の集中対策」が解除されます。

また、24日から、郡山市、福島市に対する「まん延防止等重点措置」が解除されることとなります。

これまでは、感染拡大防止のための「県独自の集中対策」や「まん延防止等重点措置」により行動が制限されていたことで、人の移動、接触等の機会が抑えられていました。

しかし、行動制限が緩和されることで、再び会食や人の移動等を起因とした感染の再拡大、リバウンドが懸念されます。

変異株、デルタ株は、感染力が強く、短期間で感染が広がります。

また、福島県の近県も含め、半分以上の都道府県が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の地域となっております。

さらに、若年層の感染が増え、重症化する事例も出ております。

いつ、どこで、どのようにして感染が再拡大するか分かりません。

今後は、県民の皆様お一人お一人の感染防止に対する心がけが重要になります。「うつさない」、「うつらない」ことを心がけて行動しなければ、感染の再拡大が起こり、再び、県民の皆様に行動制限をお願いしなければならなくなるかもしれません。

リバウンドを絶対に起こさないとの意識を共有し、感染拡大防止への御理解と御協力をお願いいたします。

問い合わせ

保健福祉部 地域医療課

TEL 024-521-7238

高齢者のインフルエンザ予防接種 (三條市内で接種する方)

■実施期間

10月1日(金)～令和4年3月31日(木) ※医療機関の休診日を除く。

■対象

- ① 接種日現在で満65歳以上の方
- ② 接種日現在満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあり、個別に案内が届いた方
- ③ ①または②に該当し、東日本大震災で避難している方

■接種回数

実施期間中に1回

■実施場所

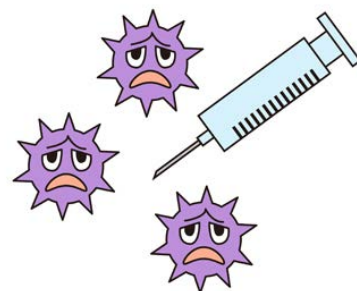
市内および県内の指定医療機関

※事前予約が必要です。希望の医療機関に直接お問い合わせください。

※令和3年度の三條市内の指定医療機関については、10月1日に三條市ホームページに掲載しますのでご覧ください。

▶「高齢者等の予防接種(肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ)」

https://www.city.sanjo.niigata.jp/kenko_fukushi/kenshin_yobosesshu/kansenshojoho/9512.html



■接種費用(自己負担額)

1,650円

※生活保護世帯の方は無料です。被保護者証明書を医療機関窓口に提示してください。

■持ち物

健康保険証 ※②に該当する方は身体障がい者手帳もお持ちください。

※「予診票」「受診券」などは医療機関にあります。



問い合わせ

三條市役所 健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443

9月・10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
					9/24	25
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
26	27	28	29	30	10/1	2
	ひばり休み	ひばり休み	記念誌作成 打ち合わせ	ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
3	4	5	6	7	8	9
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。



新潟県

新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止のために 守っていただきたいこと

- ◆ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用都道府県との往来は極力控えて
- ◆ 飲食を伴う会合は慎重に

感染拡大防止のために 知っていただきたいこと

- ◆ 若い世代（特に20代）の感染者の増加
感染予防の徹底を
- ◆ ワクチン接種の重要性

3つの効果が期待 感染予防 発症予防 重症化予防

三条市に避難している
世帯数と人数(2021.9.24現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	4	4
南相馬市 計	19	41
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	28	63

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511